

私立学校退職金団体の業務規程等の改正イメージ

※認定こども園を追加で対象とする場合のイメージ。

<現行>

(事業)

第A条 本団体は、〇〇県内にある学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教職員の退職手当に必要な資金を給付する事業（以下「給付事業」という。）を行う。

(負担金の納入)

第B条 学校法人は、毎月、給付事業の対象となる教職員について、その標準給与月額に次の率を乗じて得た額の合計額とし、月末までに納入しなければならない。

幼稚園	1,000分の〇
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	1,000分の〇
特別支援学校	1,000分の〇

(在職期間の計算)

第C条 退職手当資金の算定の基礎となる在職期間は、教職員として引き続き在職した期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職をした日の属する月までの月数により行うものとする。



<改正案>

(事業)

第A条 本団体は、〇〇県内にある学校法人の設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに認定こども園に勤務する教職員の退職手当に必要な資金を給付する事業（以下「給付事業」という。）を行う。

2 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、その勤務する教職員が給付事業の対象となっていた幼稚園を社会福祉法人に対して事業譲渡した場合等において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第404号。以下「経過措置政令」という。）第7条の規定により社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。次項において「共済法」という。）に規定する被共済職員（次項において単に「被共済職員」という。）とならなかった当該社会福祉法人の教職員については、前項の規定にかかわらず、給付事

業の対象とする。

- 3 幼保連携型認定こども園を設置することを目的として、共済法に規定する共済契約対象施設等であった社会福祉法人の設置する幼稚園又は保育所を学校法人に対して事業譲渡した場合等において、経過措置政令第6条の規定により引き続き被共済職員となる者については、第一項の規定にかかわらず、給付事業の対象としない。

(負担金の納入)

第B条 学校法人は、毎月、給付事業の対象となる教職員について、その標準給与月額に次の率を乗じて得た額の合計額とし、月末までに納入しなければならない。

幼稚園	1,000分の〇
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校	1,000分の〇
特別支援学校	1,000分の〇
<u>認定こども園</u>	<u>1,000分の〇</u>

(在職期間の計算)

第C条 退職手当資金の算定の基礎となる在職期間は、教職員として引き続き在職した期間(第A条第2項の規定により給付事業の対象となる教職員については、学校法人の教職員として在職した期間と社会福祉法人の教職員として在職した期間を合計した期間)とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職をした日の属する月までの月数により行うものとする。

※給付事業の対象として保育所に勤務する教職員も位置付けられている場合は、第A条第2項の「幼稚園」を「幼稚園又は保育所」とすること。

※上記はあくまでも改正イメージであるため、各私立学校退職金団体の現行の業務規程等の規定ぶりを踏まえ、適切な改正をしていただくことが必要であることに留意すること。